

事部は從來の解釋を斥け、電氣は刑法第三百六十六條に所謂「人の所有物」にして、竊盜の目的と爲り得べきものなりと判決せり。其理由とする所は前項に掲げたる「ミュンヘン裁判所の判決及び前掲「ブラッス」の「取去及び保持可能説」并に「ヴァインリヒ」の「奪取可能説」とも符合するものがあるが如し。今茲に其判決文の一部を摘載して、同裁判所が電氣を竊盜罪の目的と爲せし理由を示さん。

然れども、民法に於ては「本法に於て物とは有體物を謂ふ」とありて、民法に於ての物の意義を示したるに於ること法文上自ら明白なれば、之を捉へ來りて直ちに刑法に應用し、刑法上の物も亦同一意義を有するものと論斷するは失當たるを免れず。按ずるに刑法第三百六十六條に所謂「人の所有物」なる語は、人の所有に係る可動物の意義にして、民法上動産若くは有體動産と稱するものとは互に相異なる所なり。蓋し竊盜罪構成要件の一なる竊取なる所爲は、其必然の結果として領得、移轉の行爲あるを要

するものなるが故に、領得、移轉し得ざる性質を有する物件は、素より竊盜の目的物たる能はざるべしと雖も、今電流なるもの、性質に付き學者の探究したる所に從へば、彼の天地間に天然に發生し若くは存在する電流は、措て問はず、吾人が人工に依り特に誘起せしめたる電流は、假令形體を具へざる力或は作用なるにもせよ、苟も吾人が利用の目的に從ひ之を一定の場所に蓄積し、或は流動せしめ得る等自由、其所在の範圍を制限し、擴張し、移轉し得べきものなる以上は、該電流を竊盜の目的物と爲り得べきものと斷定するに於て躊躇を要せざるべし。故に電流僭用者に對して刑法第三百六十六條の竊盜罪を構成すべきものとす。

聞く所に依れば、東京控訴院は、本稿を脱するの即日即ち明治三十六年三月二十日を以て、前掲横濱地方裁判所の電氣事件第一審に對する控訴に於て、無罪の言渡を爲したりと。吾人未だ其判決の正文に接せざるを以て、今暫く此事件に關する論評を止め、他日を俟て更に攻究する所あらんとす。

(乙) 詐僞罪論

電氣竊用は盜罪に非らずして詐僞罪なりと爲す者あり。「ステングライン (Stenglein) の學說及び澳國維納府裁判所の判決の如き是なり。「ステングライン」の說に依れば、秘密裝置を爲して電氣を誘引し自己の用に供したる者は、事實を隱蔽して發電及び送電機械の效果并に報酬に關して發電者を誤信に陥らしめたるものなり。發電者は此欺罔に罹りたるが爲めに、資本に對する相當の報償を受くる能はずして、正當なる財産上の利益を奪はれ、用電者は此欺罔に依りて無償に工事の效果を奪ひ、不法に財産上の利益を取得したるものなり。其行爲たる偽造切符、既用切符又は無切符を以て汽車に乗りたる者の行爲と敢て異なる所なし。電氣竊用者も力を利用したる者なり。乗車者も亦力を利用したる者なり。獨逸帝國裁判所が詐僞罪を以て此の如き乗客を罰したるは、固より當を得たる所にして、電氣竊用も之と同一の犯罪を構成すべきものなりとせり。(D. Juristen-Zeitung, II. 103)

一八九七年澳國「ビヤナ」府の裁判所に於ては、地下室に於て電燈會社の電線に自己の導線を附着し電氣を自家に引きて之を燈火に供したる者を詐僞罪に問へり。(D. Juristen-Zeitung II. 467) 余は未だ正文に就きて其判決の理由を觀る能はずと雖も、若し之を詐僞罪なりとすれば、「ステングライン」の説く所と相距る蓋し甚だ遠きに非らざるべし。

詐僞罪說の當否如何——詐僞罪の體素は事實の隱蔽若しくは不實の表示なり。其心素は主體に於ては欺罔の意思、客體に於ては誤信なり。其物素は財産若しくは財産上の利益なり。電氣竊用は果して此三素を具備するや否や。

(一) 詐僞罪の體素——竊かに他人の電線に自己の導線を附着して電氣を引用するは、素より隱秘の手段なりと雖も、詐僞罪の行爲たる隱蔽又は素示は誤信惹起の手段なるを以て、其行爲は直接間接に被害者に宛てたるものならざるべからず。然るに電氣竊用者の行爲は單純なる隱秘行爲にして、被害者の爲めに發見せられざるは其最も希望する所なりと雖も、之を以て特に被害者

に宛てたる行爲なりと爲すべからず。若し是をしも詐僞なりと謂はゞ竊に物を盗む者の行爲孰れか詐僞取財ならざるものあらん。

(二)詐僞罪の心素——詐僞罪は詐僞行爲の受働者に新たなる心理的作用を惹き起す行爲なるを以て單純なる不知状態は以て詐僞罪の心素と爲すに足らず。電業主が竊用の當時之を知らざるは詐術に因りて知らざるに非らずして詐術あるを知らざるなり。電氣竊用の結果は量電器に依りて之を知ることを得べしと雖も是れ賊の爲めに什器を盗まれたる者が其物の亡失を知ると一般にして其不知共に詐術に因りて惹起されたる心理的状态に非らざるなり。

(三)詐僞罪の物素——諸國の刑法中或は狭く財物騙取を以て詐僞罪の成素と爲す者あり。或は廣く財産上の利益取得を以て要素と爲す者あり。我刑法の如く財物若くは證書類を以て物素と爲す場合に於ては電氣は物に非らざるを以て假令他の心素行素の具はるありとするも物素の缺亡の爲めに之

に關して詐僞取財罪成立すること能はず。然れども獨逸刑法に於けるが如く財産上の利益取得を以て要素とする場合に於ては必らずしも電氣に關する詐僞罪の成立を不可能と爲すべからず。導線附着の場合の詐僞と稱すべからざるは前に述べたる如しと雖もメートルを偽り或は燈球の燭力を偽りて相當の代價を拂はざるが如きは電業主を欺罔して財産上の利益を得るものなるを以て之を詐僞罪とすることを得べし。只是等の場合に於ては通常詐僞罪の物素たるものは電氣自體に非らずして電氣の對價たること多きに居るを以て本問題の範圍内に屬せざる場合多しとす。

要するに詐僞罪の三素は各獨立するものに非らずして其中に順次的關係あるを要するものなり。財産の取得は誤信の結果ならざるべからず。誤信は詐術の結果ならざるべからず。然るに導線附着は誤信の原因に非らず電氣の利用は誤信の結果に非ず。故に電氣竊用は一般に詐僞罪を構成せざるのみならず我刑法に於ても詐僞取財を以て之を論ずべきものに非ざるなり。

(丙) 財物毀棄罪説

電氣竊用は盜罪に非ずして財物毀棄罪(Sachbeschädigung)なりと爲す者は「 Baron」及び「 ヴィトコ」(Witko)の二氏なり。「 Baron」は電氣は之を傳導する鑛線其他の導體の性質若くは状態なりとし、電氣の竊用は恰も珈琲を冷却する爲めに他人の水塊を溶解して水と爲したるが如きものにして、此場合に於ては人に屬する財物より温氣を導き去りて全く價なき物と變形せしめたるが故に、財物毀棄たるは論を俟たずと雖も、之を氷の竊盜と云ふべからず。電氣も「 エネルギー」なり、温も「 エネルギー」なり。之を竊用するが爲めに、其鑛線の性質を變じて價なきものとし、又は其價を減ずるものなるを以て、電氣竊用は財物毀棄罪を構成すと論ぜり。(Baron, Kein Diebstahl an Elektrizität, sondern Sachbeschädigung.)

「 ヴィトコ」の説も略ぼ「 Baron」に同じく、電氣は有體物に非ざるが故に盜罪の目的たる能はずとし、電氣竊用は電氣機械の價を減損するを以て財物毀棄な

りとせり。(D. Juristen-Zeitung, III. 13)

「 プラッス」其他電氣は刑法上の物なりとする學者が、財物毀棄罪の成立し得べきを説くは、敢へて怪むに足らず。是等の學者は、若し他人を害するの意思を以て電氣を誘導したる者に領得の意思あるときは之を盜罪とし、若し領得の意思なくして之を放散せしめたる如き場合に於ては、即ち物の状態を變じて其の價を滅盡し、又は之を減少したるものなるを以て、財物の毀棄なりとせり。

「 プラッス」は亦た「 Baron」氏の引例を評して、「 Baron」は巧みに盜罪の要素たる「 取去」の必要なる場合を擇んで自己の説を確めんとせるものなり。然れども、若し氷を冷却の用に供せんが爲めに他所に運び去り、其使用に因りて溶解したる後ち再び之を元の位置に還し置き、其所有者をして自然に溶解せるものと誤認せしめたるときは、假令氷は還付せられたるも、氷は盜まれたるものなりと云へり。(Rechtsgut der Elektrizität, 28) 然れども、此評論は毫も「 Baron」氏

の説を傷くるに足らずして、却て自己の盜罪説を弱むるものなりと云はざるべからず。何となれば、若し氷の竊盜に其物體の取去を要すと云ふときは、電氣の竊盜にも亦た導體の取去を要すと云ふ結論を生ずべければなり。

電氣の不法誘導を以て導體又は機械の毀棄なりと爲すは普通の生活的觀念(Lebensanschauung)に反するものなり。吾人が生活上電氣を利用するに當りては、之を其導體の一部とせずして、獨立の存在の如く看做すを常とす。電燈會社と契約を爲す場合に於ても、電力供給會社と契約を爲す場合に於ても、其契約の目的は導線架設に非らずして、電氣を獨立の目的と爲し、其發送を約するものなり。故に取引上の觀念(Verkehranschauung)に依るも、之を物の屬性とせずして、獨立の取引の目的物とせり。法律は社會的現象なりとすれば、法の觀念は成るべく、普通生活的の觀念及び取引上の觀念と符合せざる可らず。故に電氣を誘導するは、其機械又は導體の性質を變じ、之を毀損するものなりとす。世人一般の有する觀念に反し、當事者の意思に反するものと云はざ

るを得ず。宜なり此説に左袒する者の少きや。

(丁) 獨立罪説

新事態に舊法律を適用せんとするときは、動もすれば法規の精神を推して其文意を曲解し、比附援引の濫弊に陥ることあり。學術進歩の結果として、エネルギーが獨立の經濟的貨物たるに至りたるは、實に最近の現象に屬す。而して此新貨物に對する罪名を類推擴充を許さざる舊來の刑法中に求めんとす、是れ有罪説が其論法の或は銳利に、或は精微に、或は巧妙なるに拘らず、多少強辯の嫌あるを免かれざる所以なり。獨逸帝國裁判所は前後兩回の判決に於て無罪説を採り、明らかに、此新需要に應ずるは司法府の職權外なるを示せり。茲に於て、最早立法上の救済に依るの外途なきに至り、第二回の判決ありたる後、直ちに法案を起案して之を議會に提出し、議會に於ては其文字に些少の修正を加へたるのみにて之を可決し、翌一九〇〇年四月九日に之を帝國法律として發布せり。此法案の起草者は、電氣の竊用は盜罪に類し、電氣の惡

意的誘導放散は財物毀棄に均しきを認めたりと雖も、電氣なる「エネルギー」を
有體財物と同視し、之に盜罪及び毀棄罪の法規を準用せんとするときは、其犯
罪の目的物の異同より種々なる疑義を生ずべきを慮り、且つ犯罪の物體の異
るときは之に關する犯行を特別罪 (Delictum singularis) と爲すの正當なること
を認め、英米の先例に依らずして、別に新機軸を出すに至れり。

此法律は二個條より成り、第一條は盜罪に相當し、第二條は毀棄罪に相當す、
今左に其大旨を譯述すべし。

第一條

不法領得の意思を以て、他人の電工場又は電業裝置より、正當に送電に供
せられたる裝置以外の導體に依りて電力 (Elektrische Arbeit) を引奪したる
者は、禁錮及び一千五百マルク以下の罰金又は其中の一に處す。
禁錮と共に剝奪公權を宣告することを得。
未遂犯は之を罰す。

第二條

他人に不法損害を加ふる意思を以て第一條に掲げたる行爲を爲したる
者は、一千マルク以下の罰金又は二年以下の禁錮に處す。
未遂犯は之を罰す。
訴追は告訴に因る。

此法律は電氣に關する犯罪の目的物を直接に電氣なる「エネルギー」とせず
して、電力を経済的に觀察し、「電氣作業」 (Elektrische Arbeit) 「即ち價を生ずべき電
氣の働」を以て竊用或は加害の目的と爲したるものなり。吾人は轉た其立法
的注意の周到にして能く社會の需要と學術の進歩とを調和したるを稱讚せ
ずんばあらず。

本論を立案するに當り、岡野博士は貴重なる論資を蒐集して之を著者に寄
せられ、田中館博士は煩を厭はずして著者の數回の質問に答へられ、其他志
田博士、川名法學士、鶴澤法學士、松田法學士、花岡法學士、松原法學士等は、或は

材料を與へ或は助言を與へられたり。茲に謹んで學友諸氏の厚意を謝す。

〔編者云、本稿は、文中の記載に據れば、明治三十六年三月二十一日の成稿に屬す。〕

英法の特質

法は社會力なり。法は國民の性質が外部に發現したるものなり。獨逸歴史派が法は國民の精神(Volkgeist)の發現なりと言へるは眞理なり。何れの國の法も、一方に於ては諸國普通の原素を具ふると共に、他方に於ては其國民の特性を表するものと云ふことを得べし。試みに之を獨逸に見んか、獨逸人の氣風は、一言以てすれば心理的(metaphysical)なり。嘗て「シヨールペンハウエル」が獨逸人は其足下に在るものを雲上に之を求めんとすと云へるは、蓋し當を得たる妙評なり。是に於てか、獨逸法學は凡て理性(Vernunft)を基礎とするものなり。獨逸の法學は今猶ほ大體に於て「カント」「ヘーゲル」の勢力範圍を脱すること能はず。「カント」が實踐理性なる語を用ひ、「ヘーゲル」が理性表はれて實在と爲り、法は權利觀念の發表なりと言へるが如き、皆獨逸法學の基本觀念と爲

れるものなり。獨逸法發達史上歴史派の勢力少からざりしは論を俟たずと雖も、歴史派にして尙ほ理性派の範圍を脱する能はざりしは、其始祖の一人たる「プフタ」の書に據りても之を知ることを得べし。次に之を佛國に見んか、佛人の氣風は一言を以てすれば感情的 (sensational) なり。佛國は熱情の國 ("La France est la terre de l'enthousiasme") なり。其思想たるや、廣くして、一般的なり、宇宙的なり。人權 (droit d' l'homme) の語は佛國に生じ、佛國に發達し、佛人の權利と言はずして人類の權利と云ふ。佛國大革命は宇宙的思想の結果なり。自由、平等、博愛なる思想の結果なり。伊太利の「カブール」嘗て佛人を評して曰く、「佛人は論理を感情の奴隷とするものなり」と。是に於てか、佛法の基礎的觀念が正義 (justice) に存すること、恰も獨逸法の理性に於けるが如し。然らば、英國は果して如何。英人は着實なる人民なり。英法の凡ての學理は實利主義 (Utilitarianism) に基けり。實利説は實に之れ英國國民哲學たり。如何なる學説も、其土地に生ずること草木の如しとは、余の常に言ふ所なり。英佛獨の三

法各、其特性を具ふるや宜なり。英法の特質果して何れに存するか、余は英法が實用的 (practical) 自治的 (autonomical) 徳義的 (moral) の三特質を具備するものなるを信ずるものなり、以下少しく論ぜん。

一、英法は實用的 (practical) なり。何ぞや。英人は古來實用を貴び、事實を重んじ、理論空理を喜ばず。英國は「ベーコン」を出したるの地なり、實驗派が多く英國に生じたるは故なきに非らざるなり。「アルフレッド、フュキエー」が、英人の實際を貴ぶこと金貨の如く、理論を見ること紙幣の如しと云へるは、頗る味ふべきの言なり。紙幣は銀行に之を持ち行き金貨と交換し得るに非らざれば値あることなし。理論は實際に適合するに非らざれば其目的を達せず、眞の價值を生ぜざるなり。英人は斯の如く、理論を貴ばず、實際を重んじたるが爲めに、法學の進歩は比較的遅々なりき。加之英人固有の守舊の思想は原因と爲り、結果と爲りて、法律の發達を遅からしめたり。羅馬法が英國に入りたるは、秩序的に非らず、斷片的なり。羅馬法が歐洲大陸に氾濫したるに拘

らず、英國は獨り堤防を高くして其漲溢を防ぎ、僅かに裁判を濾して、漸次英法に混加したるのみ。羅馬法の理論は斯の如くして徐々に英國法の實際に調和せられたり。紙幣は貨幣に代りて始めて英國に入るを得たり。故に歐洲大陸が羅馬法を其儘に繼受したるに反して、英國は決して羅馬法の組織體系を採用することなかりき。これ實に英法が第十九世紀の初に至るまで能く其秩序的進歩を見る能はざりし所以なり。

英國人の思想は佛人の如く一般的ならず。故に個々の事實に伴ひて發達せり。獨人の如く理論的ならず。故に實際の必要に應じて發達せり。英人の權利思想は、佛人の「人權宣告」の如く一般的に發表せられずして、彼の「權利請願」(Petition of right)の如き個々の事實について發表せられて、漸次發達したるものなり。彼の有名なる「ジョン・ハンブデン」が、「ペニー」の船税シツヤネに反抗したる事實の如きは、其好適例なりと云ふべし。英國法は、其名は「long and immemorial usage」に基く普通法にして、其實は羅馬法又は條理なりしものありしに

も拘らず、多年個々の事件に伴ひて發達大成したるものなり。英國法は、斯の如く實際と實用とに基づきて發達し、一八〇〇年の初に當り、此思想を哲學的に綜合すべき「ベンサム」を出だせり。「ベンサム」は實利主義の思想を近世學理の形體に表はしたるものなり。彼は言へらく、自然は人を苦樂の統御支配の下に置きたりと。彼は「デカルト」が「我に物質と運動とを與へよ、我能く世界を改造せん」と云へるに對して、「我に苦と樂とを與へよ、我能く人類社會の事物を判断せん」と。最大数の最大幸福は實に氏の究極目的なりしなり。此言、此思想、英國が「ベンサム」をして思はしめ、「ベンサム」をして言はしめたるのみ。實利を尊び、實益を重んじ、個々の事實に當りて徐ろに改善を圖る保守的民性は、「ベンサム」なる大思想家に依りて概括せられて、哲學の體系を具ふるに至り、「ベンサム」は此國民的哲學の原理に基きて、概括的に英法を改良せんとせり。當時人彼を呼んで急激論者(radical)と稱せり。Radicalなる語は、保守的英國人の嫌惡する所の語なり。人又彼を呼んで空論家と爲せり。空論家は實際的英國

人の侮蔑する所なり。安んぞ知らん彼の唱ふる所正しく國民の聲にして、彼は其實行手段の急激なるが爲めに radical と罵られ、其改革案の概括的なるが爲めに空論家と譏られたるに過ぎざりしを。宜なり、久しからずして曩に彼を空論家と譏り、彼を急激論者と罵りたる政治家法律家も、彼の學說の熱心なる實行者たるに至れるや。英國法軌近の進歩は、實に「ベンサム」出で、以來の事に係れり。試みに近刊の「エ、センチュリー、オブ、ロー、レフォーーム」(A Century of Law Reform)なる書に就て之を見よ。前世紀に於ける法律改革は、實に彼の賜なるを知るべし。彼の改革案にして、彼の生前に其實行を見たるもの大小六十有餘件、死後に至りて行はれたるもの無數なりと云ふを以て、彼が國民思想の代表者たりしを知るに足るべきなり。前世紀間に於ける英國法の改革は、或は刑法に、或は監獄法に、或は證據法に、或は郵便貯蓄法に、或は利息制限法廢止案に、其他民事と云はず、刑事と云はず、公法私法を問はず、實體法、手續法を論ぜず、殆んど一として彼の學說の影響を被らざるものあること無し。英人

は理論を見ること紙幣の如しと云ふと雖も、彼の理論は英蘭銀行券の如く、竟に金貨と同一視せらるゝに至れるものと評すべきか。今や「ベンサム」逝きて殆ど一世紀、人始めて英法が彼の實利主義に依りて大成せられたることを知る。立言の效遠いかな、立言の功大なるかな。

「ベンサム」に尋で英法を改善したる者は「オースチン」なり。形體の具はらざるは英法の缺點なり。余曾て戯に英法を醜容の賢婦人に喩ふ。英法が其形體の具はらざるが爲めに、其發達と其傳播とに少からざる妨害を蒙りたりしは人の知る所なり。二氏出で、英法の秩序的排列行はれ、爾來英國立法上の外形の進歩は實に驚くべきものあり。

要之、英法が古來獨立の一法系を成して他法系を繼受することなく、從て其發達も比較的遅緩なりしことも、英法が個々の事例に從て發達し、其立法の體裁の整はざりしことも、「ベンサム」の如き人にして英法の改革を行ふを得たりしことも、實利主義の如き思想を以て近世の英法を大成したりしことも、皆

英法が理論的に非らずして實際的なりしに由るものなり。

二、英法は自治的 (autonomical) なり。英法の第二の特性は其自治的なるにあり。何んぞや。英人は自主的人民なり。他力を持む人民に非らず。英人は自から法を作りて自から之を行ふ。故に英人は遵法性を有する人民 (Law-abiding people) なり。英國の憲法は英人が古來時勢の要求に應じ、極めて適切穩當なる方法に依りて民權を主張し、以て君權との調和を圖り、多年刻苦經營の結果、竟に世界の模範法たらしむるに至りしものなり。又た英人が自治の精神に富みたるの結果は、諸般の法律制度に現はれ、殊に自治制の模範を世界に與へたるも其結果なり。我邦に自治制を布きて以來既に十餘年、未だ其美果を收むる能はずして、其弊害は夙に續出せり。我國民は古來他治的人民なりしなり。此國民に對して突然自治を命ず。余の記憶する所に依れば、明治二十一年始めて市制町村制を發布せられたる際、自治制の起案に與かれる獨逸人「モツセ」氏の立案に係る自治制の説明を官報に載せたることあり。我國

人が自治制法案の立案を他國人に頼みたる、既に異なり。自治制法の如き、英國等にては古來の自治的歴史に基き人民の慣行に起因せるものを、歴史上他治的なる人民に布くに當りては、講釋附の法律も蓋し亦た已むを得ざりしならん。斯の如く我自治制は其起原已に他働的なり。自治的自治制に非ずして他治的自治制なり。宜なり、未だ十數年の短日月にして其效果の擧らざるものあるや。之を英國の自治的自治制に比し、彼我對照し來れば、轉た慨嘆の至りに堪へざるなり。

英國に於ける立法の方法も亦た甚だ我國に異なる所あり。英國に於て新法の制定せらるゝ通常の順序は、先づ直接に其の法案の支配を受くべき關係當事者が其首働者と爲り、其の結果が國會に現はるゝもの極めて多し。例へば、爲替法の改正は銀行者其首働者と爲り、工場法の制定は工業家其首唱者と爲るが如く、法律なるものは人民自ら之を作り、自から之を自己のものとして有し、自から之を自己のものとして守る。是れ英人の法律に對する思想なり。

立法の事已に然り。司法裁判上の手續亦た自治的なり。裁判所構成の大體は法律を以て規定したれども、訴訟手續に關する規則は裁判所自から之を作るものとす。今裁判に關する英法の自治的なることを示す爲めに、其手續の概要を述べし。

英國に於ては訴訟代理の公職に「バリスター」「ソリシター」の二級あり。訴訟當事者は先づ「ソリシター」の事務所に至り、「ソリシター」は事實を聚集し、要點を決し、更に其要點を「バリスター」に報じ、「バリスター」の勘考を待て法廷に現はる。「ソリシター」は事務部分を擔任し、「バリスター」は學理部分を受持ち、裁判所の事務員と稱するものは甚だ少し。「ソリシター」は裁判所の吏員と看做すものなれども、是れは其行爲の公力を認むる必要と監督の必要より生じたることにて、實際は獨立營業者なり。諸般裁判上書類の作成發送等は、裁判所の直接に取扱ふ事務にあらずして、裁判所の活動は事件が法廷に現はるゝ審理(Trial)の時なり。従て裁判事務は甚だ少し。我國の裁判所職員の員數と裁判事務の

繁劇なるに比すれば、思半に過ぐるものあらん。英國に於ける裁判所は、請求書其他の訴訟書類、召喚狀、其他令狀等に裁判所の公力を附するを以て足れりとし、其作成發送等「ソリシター」の事務なり。裁判執行の手續に關しても、裁判所は唯其權力を附するのみを以て足れりとす。斯の如く、訴訟手續は訴訟當事者の自治なりと云ふを得べきなり。要之、英國に於ては、立法上、裁判上、自治的の分子を含むもの甚だ多く、法は自己のものなりとの思想は、到る所に表はれたり。法律の規定する所の實質内容が、多く自治的の分子を有するは、亦言を要せざることにして、法律自治の特性は、諸般日常の事物に容易に之れを察知するを得べし。

三、英法は德義的(Moral)なり。英法の第三の特性は、德義的なるにあり。何ぞや。試に英國裁判官の社會上の地位を見よ。裁判官は英人の眼より神聖視せられたり。至公至平、固より收賄を疑はず、疑はんとするも能はざるなり。法官の一瞥は以て能く廷内の秩序を正すに足るといふ。一般國民の腦

裡にも、裁判官自からの脳裡にも、裁判官と神聖公正との聯想連鎖が、一時も相離れ相切れたることを見ざるものゝ如し。裁判官と辯護士との關係の親密和熟せるは、何人も英國裁判所に於て目撃する所にして、辯護士に拂はれたる世人の尊敬また甚だ高く、「ライネッド・ジェントルマン」は、實に「バリスター」の公稱なるなり。英人の頭腦には法曹と罪惡との聯想を生ずる餘地を存せざるものゝ如し。裁判官を尊嚴犯すべからざるものとするの思想は英國に於て古來行はれ、「ヘンリー」四世の太子と裁判官に關する美談は、今も尙ほ史上に光彩を放てり。我國に於ける裁判官、辯護士に關しては、寧ろ茲に一言することなかるべし。英國に於て如上の美なる現象の存するは、畢竟英國の法律が道德上の眞價を有すること大なるを以てなるや必せり。英法を學ぶ者、此道德的特質あるを悟りて之を學ばざれば、未だ以て英法を學びたる者と云ふこと能はざるなり。

〔明治三十六年三月「法學協會雜誌」第貳拾壹卷第三號掲載〕

獨逸刑法論序

一國の法律は固有法、繼受法の二素より成る。而して其繼受法の國法中に於ける分量は、概して其國の文化の程度と正比例を爲して増加するものなり。交通發達し、人智進歩するに隨ひ、各國間に於ける物質的、智識的協助の作用は倍々發達し、相互的採長補短は社會百般の事物の上に行はるゝに至る。茲に於てか、文明諸國の法律は、其固有の民族的特性を保有すると同時に、世界的通性をも含有するに至る。其固有法を知らんと欲する者は、其國の古法慣例を知らざるべからず。其繼受法を知らんと欲する者は、其母法の理義に通ぜざるべからず。是れ外法研究の一日も忽にすべからざる所以なり。

外法繼受の方法に三あり。其一は立法的にして、新法を制定するに當り、外法の我國情に適するものを採擇する是れなり。其二は司法的にして、法規の

解釋適用に關して外國の判例、學說を參酌する是れなり。而して其三は學問的にして、外國の法規、判例、理論の智識を得る是れなり。立法的繼受は直接繼受なりと雖も、學問的繼受の基礎あるに非らずんば、徒らに形骸を移すに止まらん。司法的繼受は其形は間接繼受にして、其效は直接繼受なりと雖も、學問的繼受の基礎あるに非ずんば、其解釋適用を誤る虞あらん。故に學問的繼受は外法繼受の基礎たり。外法を採りて國法に同化せしめんとすれば、學問的繼受の方法に依るの他に途あることなし。

學問的繼受の方法亦た三あり。著書、講義、及び翻譯是れなり。著書及び講義は、外國の法制、學說を咀嚼して、之を邦人に傳ふるの長ありと雖も、之に依り法を學ぶ者は、間接に知識を傳習するを以て、時に或は隔靴の感なしとせず。況んや方今著書未だ甚だ多からず、講義動もすれば悉さざるの憾あるに於てをや。故に原書に據りて外法を學ぶ能はざる者に對しては、學問的直接繼受の方法は、唯だ彼の學說を其儘に紹介する翻譯の一あるのみ。

早稻田大學風に茲に觀る所あり、泰西の法律書中最も我邦に適切なるものを選び、數多の法曹に囑して之を邦語に翻譯せしむ、本書は其一なり。余は同大學が刑法に關する群籍中、特に本書を抜きて之を譯述せしめたるの當を得たるを稱賛せざるを得ず。方今刑法に關する理論は變遷の時期にあり。或は刑法の基礎を社會に求むる者あり、或は刑法の基礎を個人に求むる者あり。其之を個人に求むる者の中、亦た心理的基礎に依る者あり、生理的基礎に依る者あり。「リスト」氏は、其間にありて、犯罪の個人的觀察、社會的觀察、共に之を併せて敢て其一方に偏せず。「ヘーゲル」派の如き唯心論者に非ずと雖も、亦た伊多利派の如き極端なる唯物論者にもあらず、常に近世の自然科學及び生物學、社會學の進歩に伴ひて、中正を得んことを期するものゝ如し。故に後進者若し先づ斯書に依りて刑理を攻究し、後ち自ら工夫する所あらば、蓋し過なきに庶幾からん。

早稻田大學が「リスト」氏の書を選びたる所以のものは、蓋し其内容の價値を

認めたるに止らざるべし。本書は實に獨逸刑法の教科書として、其體裁の最も整備したるもの一なり。著者は刑法の沿革、理論及び政策より、法文の解釋適用に至るまで、精銳なる論法と簡潔なる文章とを以て之を叙述し、殆んど餘蘊あることなし。故に本書の一たび出づるや、聲名群籍に超越し、曩に法學社會の齊しく推して最良の教科書と爲せる「ベルネル」氏の刑法論を凌駕し、方今殆んど獨逸刑法論の冠冕たる榮譽を有するに至れり。今や本邦に於て刑法改正の議あるの時に當り、獨逸法學に精通せる吾孫子、乾兩學士斯書を譯述し、本邦斯道の巨擘にして曾て「リスト」氏に親炙せる岡田教授之を校閱す。余は斯翻譯が其書を得、其時を得、其人を得たるを喜び、讀衆と共に之を本邦の法學界に歓迎せんとす。

明治三十六年三月下旬

法例の題號

法例の稱其由て來ること久し。魏の文侯の李悝をして法經六編を造らしむるや、李悝は全典に通ずべき例則を纏括して第六編に置き、之を具法と名けたり。(史記) 秦の商鞅の法を改めて律と稱するや、全典の通則に題して之を具律と稱す。漢相蕭何の九章の律を作るや、亦秦に因りて具律の名稱を襲用せり。(唐律疏議) 魏の劉劭魏律十八編を作るに當り、漢の具律を改めて刑名律と爲し、之を全典の冒頭に置けり。(魏志) 晋の賈充等が漢魏の律を増損して晋律二十編を作るや、魏の刑名律を分ちて之を刑名律及び法例律の二編と爲せり。是れ蓋し法例なる題號の濫觴なり。「例者五刑之體例なり」と云ひ、「例訓爲比」と云ひ、「比諸篇之法例」と云ひ、「律音義」には「統凡之爲例、法例之名既多、要須例以表之」とあり、蓋し法律適用の例則たるを云ふなり。後ち宋、齊、梁及び後魏の諸律は

皆な刑名律法例律なる稱號を因襲せるも北齊に至り刑名法例の二律を併せて一編と爲し之を名例律と稱し後周は一たび刑名律の稱を復せるも隋唐以來清朝に至るまで皆な北齊の例に倣ひて刑法の通則を名例律中に置けり。物徂徠は刑名律を刑名法例の二編に分ちしは梁律なりとするも其出所を示さず。(明律國字解) 又た刑名法例の二編を併せて一編と爲したるは隋律なりと爲すも隋は北齊の例を復したるに過ぎずして始めて通則の全部を名例律と稱したるにあらず。我邦に於ても古律は隋唐の律を模範として名例律なる語を用ひ又維新の際編製せられたる新律綱領も亦た其編首に名例律を置きたり。明治十三年に刑法を改正したる際第一編第一章に於て刑法適用の通則を掲げて之を法例と題せり。蓋し晋律の用例に倣ひたるなり。茲に於て法典上法例なる語の復活を観るに至り明治二十三年法律第九十七號法例を發布せらるゝに及び法例なる語の用例一變し從來刑法の通則のみに用ひたる語を汎く法律の適用に關する總則と爲すに至れり。斯の如く始め刑法

に適用せる語を一般の法律に通用するに至るは固より法律の沿革上往々觀る所の例にして諸國の法律史上先づ始めに其體裁の整備するものは刑法訴訟法等なるを以て是等の法律の用語を他の法律に轉用するに至るもの鮮しとせず。支那に於ては古代法と稱し律と稱するものは殆んど刑法に止まり成典の存するもの亦た刑法に限るが如き有様なりしを以て法律語は刑法の範圍内に於て最も發達せり。故に支那法系の法律に於ては往々後に至りて刑法の術語を他の種類の法令に轉用せる例甚だ多し。法例の語の如き即ち其一なり。而して其字義語意を稽ふるも亦敢て此轉用を不當と爲すべからざるは前に述べたる所に依りて之を知ることを得べし。

斯の如く法例なる語は法律の適用に關する通則の題號としては頗る穩當なるを以て修正法例案に於ても之を襲用し新商法に於ては總則を改めて法例なる題號を採用せり。茲に於て我邦の法典に於ては法例なる語に二様の用例を生ずるに至れり。一般に各種の法律に通ずる法例あり。刑法及商法

の首章に掲げたる法例の如く、其法典中の條規の適用に關する例則を稱するものあり。此二種の法例は普通法と特別法との關係を有し、前者は之を一般法例と稱し、後者は特種の法令にのみ關するものなるを以て、之を特別法例と稱することを得べきなり。

依是觀之、法例の題號は北齊以來、千有餘年の後ち、本邦に於て復活したるのみならず、其意義の用例も二方面に於て延長し、一方に於ては刑法の通則より法令の總則たるに至り、他方に於ては刑法以外の特種法典の通則たるに至れるを知るに足るべし。余往年法例を起案するに當り、其題號の由來を討ねて之を備忘録中に筆記す。爾來數星霜を閱し、時に或は之を演述したることあり。今や其舊稿を出して之を本誌に掲ぐ、遼豕の譏なくんば幸甚。

〔明治三十六年七月、法學協會雜誌「第貳拾壹卷第七號掲載」〕

模倣性と豫防警察

警察協會に於て一場の講話を致すやうにと云ふことを、先頃幹事久保田法學士より依頼に相成りまして御請を致しましたる後、如何なる事柄を以て其講話の題目と致すべきかと色々考へて居りました。然るに、偶然先日子供を引連れまして團子坂の菊細工を見に參りまして、其時に聊か感じたことがありましたから、此模倣性と豫防警察と申す題目を擇みましたこととでございます。其題目を定めたる理由は、追々此講話を進めるに従つて明らかになるであらうと考へるのであります。

抑も人類の模倣性と豫防警察との關係は、警察の根本より論究すべき大問題であるとして居るのでございますが、私の警察の性質に關する意見は、松井法學士の御著述に相成りました「日本警察要論」の序に其要領を述べて置き

ました通り、警察は行政権の直接作用に依て、社會的生活の保全に對する障害を排除するものであります。私の本日諸君に向つて述べんとする講話の目的は、即ち此定義を敷衍し、且實際の事柄に宛て、論ぜんとするに在るのであります。

警察は御承知の通り種々の基礎に依て種々の分類をすることが出来るのであります。其作用即ち働を基礎として之を分類すれば、除去警察及豫防警察の二つに分ち得べきことは、蓋し争ふことが出来なまいと思ふのであります。警察權の行動には、除的作用、防的作用の二種ありて、前者は社會生活保全に對する障碍が既に發したる後に之を除き去り、原狀回復を爲すを目的とし、後者は障碍の未だ發せざるに當つて之を豫防し、原狀維持を爲すを目的とするものであります。此二個の作用中、災害を既發に治むるは已むを得ざるに出づるものにして、決して智者の行爲ではありませぬ。之を未發に防ぎ、之を未然に止むるは、智者の行爲にして、最も望むべきことである。豫防は本なり、除去

は未なり。故に豫防は警察作用の神髓である。豫防は警察作用中最も國を利し社會を益する所のものである。人智人力を以て豫防し得べからざる事柄が一旦發したる後は、已むを得ず其既に發したる災害を成るべく輕少ならしめ、或は其災害の進行中尙ほ未だ甚しからざる時に於て、中途に之を防ぎ止めるより外仕方がないことであつて、是亦必要なる働には相違ありませんが、其一は希望すべき働、他の一は已むを得ざる働であります。故に警察權の防除二作用は、社會的疾風に對する衛生と治療の如きものであつて、除的作用に依りて社會的疾風を醫せんよりは、寧ろ防的作用に依りて病なからしむるを力めなければならぬものであると信じます。

然らば豫防とは何ぞ、——豫防とは若し事物を其趨勢に放任するときには發生すべき障害を未然に阻止する作用である。故に豫防の目的を達せんとすれば、必ず事物の傾向趨勢を知らなければなりません。天氣豫報に依り暴風雨襲來の方向を前知するに非ざれば、決して其災害に對する豫防をするこ

とは出来ませぬ。電信書信に依り傳染病襲來の方向を知らなければ決して
檢疫其他の手段にて其傳播を豫防することは出来ませぬ。其方向趨勢を察
し、災厄を未發に阻み、危害を未生に防ぐは、即ち警察の本分であると云はな
ければならぬ。既發に警むるも、警なり、未發に警むるも等しく、警なり。既然に
察するも、察なり、未然に察するも等しく、察なり。然れども、事物の趨勢を未然
に察して之を警むるは、警察の本義であると云はなければならませぬ。而し
て之を未然に察するは、事物の趨勢方向を知るに於て、警察の豫防的作
用は、社會的生活に對する障害の趨勢を知るに非ざれば決して其效を收む
ことは出来ませぬ。

然らば、障碍とは何ぞ、——警察作用の對象たる障害には二種の原因があり
ます。其一は自然力に原因するもの、即ち自然的障碍、他の一は人為若くは人
爲に關係したる原因より生ずるもの、即ち人的障碍である。謂はゆる自然的
障害とは所謂天變地異、即ち風雨、迅雷、洪水、海嘯、干魃、火災、其他流行病、或は禽獸

昆虫の害等より生ずる障害を總稱するのである。謂はゆる人的障害なるも
のは、人の意識的若くは無意識的又は感情的に出づるものであつて、戦争、變亂、
革命、一揆、同盟罷業、犯罪、風俗、習慣、流行等より生ずる障害を總稱するのである。
又或は自然力と人的原因と相交つて生ずるものもありますけれども、要する
に純然たる障害の原因は、前に擧げたる自然的原因及び人的原因の二つに歸
するのであります。

前述二種の障害は、共に之を未然に防ぎ得るものならば、之を豫防せざれば
決して警察の用を完うすることは出来ないのである。然れども、二者共に豫
防の目的たり得べきものと、豫防の目的たり得べからざるものとの區別があ
る。趨勢を前知するを得るものは、豫防の目的たるを得、之を前知する能はざ
るものは、豫防の目的となり得ることが出来ぬ。殊に自然力の原因に因るも
のは、之を未然に防ぐことがむづかしいことが多いのである。故に其多數は
之を既發に治め、其禍をして及ぶべきだけ大ならしめざることを欲する働に

止まるのであります。然れども、科學の進歩に因り、追々自然力の方向を察することが出来る様になるに従つて、豫防作用の範圍が廣まるに至るものである。例へば氣象觀測等の進歩に依つて大風雨の來ることを前知して、豫め人命財産の保護を爲し、微菌學の進歩に因り、鼠は「ペスト」の媒介者たるを知り、鼠族を驅除して傳染を豫防することを得るの類である。然しながら、地震の如きは未だ之を豫測することは出来ぬけれども、地震學の進歩に因り、將來地震豫報に依りて人命財産の保護を爲すことを得るに至るやも圖られませぬ。故に自然力中でも、其趨勢を豫知することが出来るものだけが豫防警察の範圍内に入るものと云はなければなりません。

人的原因に關するもの亦然り。矢張此趨勢を前知することの出来るものだけが豫防警察の對象と成り得べきものである。然れども社會の事物たるや、實に複雑極まりなきものであつて、従つて警察の對象たる事實は、千態萬狀にして、朝變暮化し、其趨勢を窺ふことは極めて難いことである。併しながら

其知り難いといふことは、無いと云ふこと、同一ではない。若し之を窺ふの標準と爲り得べきものありとせば、それは果して如何なるものであるか。私の本日の講演は、此問題に對して解答を試みんとするものであります。

右の問題に對して私の茲に論證せんとする所、而して諸君に御攻究を望みまする所の命題は、先づ豫め之を述べて置く方が了解に便であらうと考へます。其命題は、

人的原因より生ずる障害に對する豫防警察の基礎は、人類の模倣性の方嚮を知るに在り。

と云ふことであります。

然らば模倣性とは何ぞ、——吾人人類は、彼の「ダルウキン」等の云ふ如く、猿猴種族の苗裔なるが爲めか、或は俗に人間は猿より毛が三本多い動物なる爲でもありませうか、人類ほど模倣性に富んだる者はありません。吾人人類は勝手に猿を指して物真似をする動物であると云うて之を嗤ひますけれども、若

し地を換へて猿より人類を見たならば猿は却て人類ほど真似をする動物はないと云つて嗤ふかも知れませぬ。若し御互に虚心平氣に人類社會の現況を観たならば却て猿に向つて面を赤めねばならないやうなことが生ずるのであります。社會の事物、歴史上の事蹟、吾人日常の行動を始めとし、人間萬事真似に非ざるもの果して幾何かある。天下何事か模倣に非ざるものぞ。近頃佛蘭西に「ガブリエル、タルド」と云ふ社會學者がありまして、人類の模倣性を研究して「ロワード、リミタツション」模倣の法則」と題する書、其他數書を著はして、模倣が人類社會を爲すの基礎的事實であると云ふことを論じました。模倣は果して社會組成の基礎的事實なるや否やについては、社會學者中多少異議を挟む者もあります。が「タルド」の議論は大に社會學者の思想を動かし、其後學者一般に模倣が社會の組織、發達、盛衰に關して大關係があると云ふことは争はぬ様になつたのであります。

今日社會其他の團體の存在し、其組織を維持して居る所以は何故であるか。

或は共同の主權を奉じて一國となり、或は同一の宗教を信じて一宗派となり、或は共同の利益を收めんとして一會社を立てる等、皆數人同一の事を思ひ、同一の事を爲すに因りて生ずることである。即ち、類似模倣の爲めに親和結合を生じたのである。「ギツチング」氏が「類同認識」を以て社會的團結の基礎であると爲すも、略ぼ之に類したることを云ふのである。我國の立憲政體は如何。日本で始めたものであるか、或は外國の真似をして、其中で彼の長を採り我短を補うたものであるか。政黨は如何。泰西諸國の政事家の團體の真似をしたものではあるまいか。法律制度は如何。昔は隋、唐、明、清等の法制に採り、今は泰西諸國の法度に倣つたのではあるまいか。警察は如何。諸君が新に發明せられたものであるか、或は古來の制度若くは泰西諸國の警察制度の真似をしたものであるか。我々の住居して居る家屋は如何。我々は自身に工夫したものであるか、他人又は古人の家屋を真似て造つたのであるか。衣服は如何。決して我々が新たに工夫したものでない。食物は如何。其料理の仕

方は勿論、其飲料、食料に至るまで、元日には他人が屠蘇を飲む故に我も飲み、他人が雑煮を食ふ故に我も食ふ。彼岸には他人が餅を食ふゆへに我も餅を食ふ。決して各個人の獨立したる考が偶然符合するのではありませぬ。又我の用ひて居る言語は如何、——言語學者の言ふ所に據れば、言語の始まりは物真似である。物真似が言語となり、竟に無形抽象の意義を有する言語あるに至るのである。今日でも模倣に因つて新らしい語が出来ることは極めて多い。例へば、先頃の英杜南亞戦争の時に、非常な長い大砲を造つた。其大砲に其響より「ポムポム」と云ふ名を附けた。又つい此頃日本に渡つて來ました卓上遊戯は「ピンポン」と云ふ名である。「ピン」と弾くと「ポン」と弾き返へすから、斯の如き名が出来たのであります。文字も形象であつて、日、月、山、水、草木を始め、其始めは皆繪であつて、即ち形を真似て出来たものである。教育は古人の嘉言善行又は忠臣孝子の事蹟を真似よと教へるのである。學問は「マナブ」と云ひ、即ち真似ることとしてあつた。智識を受けるのを「習ふ」と云ふも同じことである。

固より現今は眞の學問は只古人の説を傳習する計りではなく、自ら工夫を加へねばならぬのであります。昔の人は聖賢先哲を真似るのみが學問であると思つて居た位です。其他詩を作るにも古人に倣ひ、日本にては意味の無い平仄の法を守り、歌を詠むにも古人に倣ひ、見たことも無い水鶏、橋、杜鵑の類を詠む。繪畫は自然の形の真似である。音樂は自然の音の真似である。演劇は勿論社會に發生したる事件の真似である。庭園は自然の景色を縮小したもので、山水林野の真似である。其他流行、風俗、習慣、禮儀の各人相互に模倣するに生ずるは論を俟たぬ所であります。社會の事物細大皆然り。甚しきに至つては、模倣は人の生死にまで及ぶものである。生死が真似であると云ふことは少し可笑い様であります。タルド氏等は、幾らも事例を擧げて之を論證して居る。例へば、歐洲の某地方には「ツワイ、キンダー、システム」「二兒主義」と稱して子供は二人限りと極めて居る所もある。又他の地方では、子供は一人と極めて居る所もある。佛蘭西の地方人民が子を擧ぐることの少

いは人の知る所である。又或る地方の者は墮胎を爲し、他の地方の者は墮胎をしない。是れ皆な風習即ち模倣に因ることでありませう。死に於ても亦同じことでありませう。特に自殺の方法は眞似であつて、或る國では切腹を以て立派なる死かたと考へて居るが、他の國では薬を仰ぐことが専ら行はれ、又他の國では首を縊ることが通常の自殺法として行はれて居る所もある。野蠻國では老人を殺し、文明と稱する國にても決闘の行はれる所も往々ありませう。故に人の生死についてさへ其原因、時期、方法等に關して流行があり、人が互に眞似を仕合ふと云ふ様なことがあり得るものである。犯罪の如きは固より然り。甲乙二人が喧嘩をするにも、甲が「馬鹿」と罵れば、乙も略ぼ類似の詞を以て之に酬い、阿呆とか「間抜け」とか嘲ける。甲が拳固で打てば、乙は天秤棒で擲ると云ふ風に、自然に双方相眞似る働がある。故に刑罰の如きは復讐的模倣に始まつたものが多い。彼の最も廣く行はれたる反坐法の如きは即ち模倣である。殺す者は殺し、眼を瞎する者は眼を瞎し、四支を戕ふ者は四支を

断ち、放火者は火刑に處するが如き、後に至りては反坐を以て鑑戒と爲すと云ふ理由を附しましたが、其初めは模倣的復讐より生じたのであります。

斯の如く、人間萬事眞似でないものは極めて少いのである。而して此模倣は、或は無意的に生ずるものもあり、或は有意的に生ずるものもあり、又屢々反意的に生ずることもありませう。「チョン」は惜しくてたまらない。けれども他人悉く散髪になつて居るから、己むを得ず己の意に反して鬚を切ると云ふ様なこともある。故に有意的、無意的、又は反意的模倣は人間の常態である。次に模倣が斯の如く廣く行はるゝに至りたるは如何なる理由に基くものなるかと云ふ問題が生ずるのであります。「タルド」氏等の如く、之を社會の基礎的事實なりとするは、些しく穩當を缺く點もありますが、之があるが爲めに社會進歩し、之があるが爲めに人類開明に趣くことを得ると云ふことは出来るのであります。今其著しき一二の例を擧ぐれば、

第一。模倣性あるが爲めに他人の經驗に依りて己を利することを得るの

である。——若し吾人が他人の真似をしまいと決心し、萬事に新意を出し、創始的に生活を營まんと試みたときは、とても他の事を考へる暇がなく、住居を造る丈でも生涯を費さねばならぬかも知れませぬ。吾人は數萬年間數億人の經驗を利用し、即ち真似をして、之に少しづつ、の新意匠を加へて生活して居るのである。又同時の人に對しても、長を採り短を補ふと云ふことは、即ち其長所を真似るのである。東洋に於て日本が支那、朝鮮等に比し進歩したのも、日本が早く文明諸國の真似——真似と云ふと少しく變に聞こえるが、——長所模倣をしたからであります。故に模倣は進歩の原因の一なりと云ふことが出来ます。

第二。模倣なければ個人の社會的存在安全ならずと云ふことが出来る。——若し吾人の言語、動作、衣服等に至るまで多數に倣はざれば、忽ち社會より排斥を受ける。人は皆な衣服を着て居る、其中に獨立思想を有する人ありて、衣服は寒暑を防ぐの具たるに過ぎず、天賜の裸體何の憚ることは

ないと云つて出掛けて來ても、人が排斥して仲間入りすることは出来ぬのである。類を異にして居ると云ふことは不安心の原因であるから、未開野蠻の國に於ては、服裝等の異なる爲めに生命の危険まであることがあります。言語、服裝、起居動作等多數に倣ふ爲めに、社交的安全を保維することを得ることが多いのである。若し、ギツディング氏の云ふが如く、類同認識が社會化力なりとすれば、黨同伐異は自然の數にして、模倣は社交的安全の必要條件の一であると云ふことも出来るのであります。

第三。模倣作用は數民族の合同及び國際上の交際に大關係があるのであります。——言語、貨幣、交通機關等も、例へば同本位の貨幣を採用し、或は郵便、電信、鐵道等の制度を同うするが如き、其他同曆を用ひ、同一の禮式に依る等、互に類似するに依りて倍々國の交際を親密ならしむることを得るのであります。

斯の如き理由あるが爲めに、模倣性は人類一般に存して居るものである。

而して模倣は縦横に行はるゝもので、其縦に行はるゝものは過去模倣又は慣習模倣と稱し、吾人の衣食住を初め現時の生活の大部分は過去の人が數千萬年の經驗に經驗を累ねて仕來りたる事を我々が眞似をして居るのであります。若し現在に過去の果にして、現在は將來の因ならば、現在の開化は過去模倣の結果であると云はねばなりません。スペインサー氏は、法律は死んだ人が生きて居る人に命令して居るのであると云うて居りますが、或意味に於ては其通りであります。言はゞ吾人は死者に支配されて居る様なものであります。又タルド氏は、現今の亞細亞の開化は英米其他の國の眞似をして居るのである。亞米利加は「コロンブス」以來歐羅巴の眞似をしたのである。英吉利は「ウキリアム、コンケロール」以來歐洲大陸の眞似をした。大陸は「シャールマン」以來羅馬の眞似をし、羅馬は希臘の眞似をしたのであると云うて居ります。過去の良い所だけを眞似、且つ之に改良を加ふれば進み、過去を模倣するのみに止まるときは、或は止まり或は退くの外はありません。

模倣が横に行はれるとは、即ち同時代の人が相互に眞似をすることを云ふものにして、之を現在模倣又は流行模倣と稱するのである。凡そ模倣には模倣中心「エキザンプル、センター」なるものがありまして、個人又は團體の創始者があります。例へば、大層社會に幅の利けた人が首の廻らぬやうな高襟を掛けますると他の人も不自由ながらも所謂「ハイカラ」を掛けるやうになる。其眞偽は如何でありますか、英吉利の「エリザベス」女皇は頸に痣があつた爲めに、高い襟の衣服を拵へた。そこで滿廷皆な高い襟の衣服を着るやうになり、後には國中の婦人悉く高襟の服を着ける様になつたと云ふ話があります。流行は衣服のみならず、思想學說等にまで及ぼし、又一國に止まらず、英吉利の事柄を佛蘭西で眞似、佛蘭西の事柄を獨逸で眞似ると云ふやうに、廣く世界にまで及ぼすことがあるものであります。此現在模倣が豫防警察に大關係のあること、竝に模倣中心を知ることが最も大切であることは、後に述べんとする所であります。

模倣の人生に必要なは、前に述べた通りであつて、模倣無ければ我々は殆んど生きて居ることは出来ぬ位なものであります。然しながら、模倣は悉く良いもの計りではない。模倣には善模倣、悪模倣の兩種がありまして、其内悪模倣のみが豫防警察権の目的物となり得るものであります。

前にも述べたる如く、警察の眞髓は豫防警察に在り、豫防警察の基礎は事物の傾向を知るに在る。而して人的原因より生ずる障害の方向を豫知するは、人類の模倣性を知ると云ふことに歸するのであります。吾人の行爲は悉く模倣性のみ因るものでないと云ふことは勿論である。吾人が新たに考へ、新たに發明することも随分尠くないが併しながら、全く創意的に生ずる新事實は、如何に先見の明ある者も之を豫知することが出来ぬから、豫防警察の範圍に入ることの出来ぬものである。故に豫防警察の範圍は、人類の模倣性の範圍内に存するものであると云ふべきものであると信するのであります。尙ほ進んで、此理論を警察権の作用に應用して之を論ずるに當り、私は之を

模倣の主體、客體及び媒介物の三部に分ちて、之を説明しやうと思ひます。模倣の主體と云ふのは眞似をする人、模倣の客體と云へば模範、即ち手本と爲るもの、媒介物と云へば其仲立となるものであります。

(二) 模倣の客體——説明及び理解の便利の爲め、先づ模倣の客體から御話を致しますが、警察の對象たるべき障害は「エキザンプルセンター」即ち模倣中心なるものありて、それより漸く擴がるものであるが故に、豫防警察の基礎たる原則は、

第一則 模倣中心を察知すべし。

と云ふことである。「タルド」氏は模倣の法則として、故障なきときは模倣は等比級數に依て進むものなりと云ひました。模倣は謂はゆる鼠算に依りて擴がるものであつて、例へば茲に一人悪行に依りて利を得る者があれば、模倣中心が一つある譯である。是に今一人仲間が出来ると模倣中心が二つになる。即ち他人の模倣すべき手本が倍になる。若しそれを又眞似る者が一人づゝ

あるとすれば四人になる。其四人に又一人づゝ真似る者があれば今度は八人となると云ふやうに、鼠算に殖えて行くべきものでありますから、豫防警察は、如何なるものが此模倣の中心たるべきかを察知し、悪模倣の中心を減ずるを以て其作用の第一要件とせねばなりません。

第二則 豫防の難易及び其効果は等比級數に依りて豫防作用の遲速に準ず。

若シタルド氏の云ふ如く、模倣は等比級數に依りて進むものなれば、其結果として、豫防の効は早ければ早い程多く、又早ければ早い程容易いのである。模倣中心が唯だ一つある時に防ぐは、其中心が既に二つになりたる時に防ぐに比し、其容易なることも、其効果あることも、二倍である。四つの時に防ぐのは、二つの時に防ぐよりも、其困難なることも、其効果の少きことも、二倍である。其苗の長ぜざらんことを欲すれば、之を其未だ秀でざるに抜くに如かず。二葉の時に之を抜かざれば、斧を用ふるの悔あり。豫防警察の働は、敏捷なるに

非ざれば其效を奏することが出来ませぬ。

第三則 豫防必要の程度は模倣中心の傳播力の強弱に比準す。

模倣中心となる者は、其種類に依りて傳播力の強きものと弱きものとがある。其強き者程危険の度が多いから、随つて豫防の必要も多い譯であります。故に警察は常に模倣中心は如何なる所に存在して居るか、と云ふことに注意して居ると同時に、如何なる性質のものであるかと云ふことに注意することが必要であります。例へば、

第一に、位高き者が中心となりたるとき——模倣は上から下に降る勢の方が強いものであつて、或は社會の上級の人、又は仰視される、人が爲す事は、善かれ悪かれ下の者が之に習ふのが通常である。上の好む所下これより甚しきものあり。知事が碁が好きであると、屬僚が其相手をする。さうすると其地方に圍碁が流行するやうになる。親方が新内を語ると、子分が隣家の味噌を腐らす。吳王細腰を好んで天下餓死する者多しと云ふやうな譯で、タルド

が其著書「刑事哲學」中に、今の犯罪の大部分は昔の貴族の残したものである。決闘、毒殺、敵打、骨牌遊、飲酒等は往時貴族間に専ら流行したものであつた。密獵をすることも貴族が始めたのであると言つて居りますが、或は其例は幾らか當を失して居ることがあるかも知りませぬが、模倣中心が社會の上級に在るときには其傳播力が強いと云ふことは、争はれぬ事實であります。而して若し其中心が悪模倣中心であるならば、其上位にあればある程注意しなければならぬのであります。

第二に、富みたる者が模倣の中心となりたるとき——社會經濟上の進歩に因り社會の中心は位より富に移り、家柄血統より資本に移るものである。従つて富者が模倣中心となりたるときは、其傳播力も極めて強大なるものである。例へば豪商間に商業徳義が薄いときには、天下一般の商賣人が詐つて愧ぢず、不正の利を獲んことを圖り、或は射倖、投機の事業に従事するに至るのである。従て詐欺事件等のことが續々起つて來るやうになるのである。

第三に、團體の首領、親方、教師、政黨の有力者、一地方の有力者の如き、主導的地位に立つ者が模倣中心と爲りたるとき——其場合に傳播力の非常に強いものであることは、敢て説明を要せぬことであると思ひます。

第四に、新奇なる事柄が模倣中心たるとき——是れが豫防警察上最も注目すべき點であります。斯の如き事については、私は實務上の經驗なく、唯外より之を觀察して居るのでありますから、或は茲に述べる理論の適用たる事例、説明等の如きは、私より諸君の方が遙に能く御承知の事であらうと思ひます。が、例へば今より十二年計り以前、千八百八十八年に於ける倫敦の「ホワイト、チャペル」の慘殺事件は、世界中に聞こえた有名なる事件でありまして、日本にても當時屢々新聞紙に出て居りましたから、諸君も或は御記憶でありませう。「ホワイト、チャペル」に於て人を殺し、其屍體を寸斷して、所々に振蒔いて置いた者がある。然るに其犯者が分らぬ爲めに、倫敦警察が非常に苦心したことがありますが、其罪跡の如何にも奇怪なるが爲めに、新聞で毎日種々面白く

書き立てた。然るに其後一年内に、全く之と同一なる犯罪が八件生じたこと云ふことがある。矢張同年に「サウザンプトン」に於て、小兒の屍體を手足悉く寸断して振蒔いて置いた者があり、「ブラッドフォールド」でも、矢張小兒を殺し、四支を切斷したる者があり、夫より海を渡つて、「ハンブルグ」に於ても、娘を殺し解體した者があり、亞米利加の「ベルミンガム」に於ては、黒人を慘殺して其屍體を寸断したる場合四回に及び、「ミルビル」と云ふ所でも、黒奴の女子に對し同一の慘殺を行ひたる者があり、中央亞米利加の「ホンヂユラス」に於ても、「デンマルク」の「コーペンハーゲン」に於ても、「ホワイト、チャペル」事件と同一の犯罪がありました。斯の如く古今未曾有の犯罪が一年に八回も出来るのは、蓋し偶然の暗合では無く、其犯罪の新奇なることが、犯罪傾向の資性ありて感受性に富みたる者の心を動かすに因ることであると思ひます。此屍體切斷罪については、「ラブー」氏が特に此事を研究して、「デ、バサー、ヂュ、クリミネル」と題する書を著し、又犯罪傳染の事も此事件以來大に其研究を進め、「オーブリー」氏始め其研究の

結果を公にした者が少くありません。我國にても、「ピストル」強盜などの如き新聞上有名なる事件があつた後には、或は之に類する犯罪の續出することはありはしませぬか、是は諸君の御經驗に御尋ね致します。又先年、他人の顔に硫酸を灑ぎ掛けて其の容貌を損ずることが流行りました。是は千八百七十五年に「バリー」で「グラ」云ふ婦人が發明した犯罪方法であつて、「グラ」女が情夫の無情を憤つて硫酸を灑ぎ掛けたのであります。さうすると、千八百八十一年に、「ニス」にて若き女優の「コチルド」と云ふ者が、矢張情夫の無情なるを憤つて、硫酸を掛けて其容貌を損じたのであります。其者の豫審調書に、「私は巴里であつた「グラ」事件を新聞で讀んで、是れは良い方法だと思つてやりました」と申立て、居るのであります。此犯罪は巴里に始まりてより廣く行はれたから、其後ち人之を呼んで「クリーム、パリジャン」即ち「巴里罪」と稱しました。又汽車中で、「コロ、ホルム」等の麻酔薬を用ひて婦人に對する非行を遂ぐるとか、或は金錢財物を奪ふことが流行しました。是等の新奇なる犯罪は、何れの

所にか一たび始まると、類似のことが續發すると云ふことは、刑事學者の一般に言ふ所でありませう。斯の如く新奇にして人の神経を衝動すること甚だしき事柄が模倣中心となつたときには、殊に注意すべきことである。彼の直訴事件の如きは、明かに模倣性を示す一例であらうと思ひます。私共は、初めの時に此後必らず模倣者が出づるに違ひないと言つて居りましたが、果して類似の事件が續發した。新奇著名の事件が好奇心功名心を刺激し、又は潜勢力状態に在る犯罪偏向を、表顯せしむるは、恰も水門が開いた爲めに水が迸り出るのと同じことでありませう。

第五に、同情ある非行は強かなる傳播性を有するものである。——其心術を論ずれば、憐むべく又は賞讃すべく、其行爲を觀れば、國法上の犯罪たる者を出すことは、屢々起り得ることである。是れが模倣中心としては、最も危険なるものである。而して之に對する警察上司法上の處分法は、最も六ヶいさものである。其心術の善良正美なるが爲めに、世人の同情を牽き、其賞讃を博す

ると共に、或は忠君愛國奉公等の至情に驅られて同罪を犯す者あり、或は好奇心功名心に富みたる者が類似の罪を犯すこともある。斯の如き者は、法律は之を罰するも、社會は却て其行爲に同情を表することあるが故に、極めて強力なる模倣中心となることが多いのであります。殊に國家變亂の際、例へば彼の櫻田事件の如きは、天下の御役人を襲撃したものであるが故に、其行爲を論ずれば實に許すべからざる大罪である。其人物、心術を論ずれば、皆な立派なる人である。故に世人其心術に同情を表するの餘り、其行爲の當否を論ずる暇なく、只管之を賞讃したのである。斯の如き人々が模倣中心と爲り、其後ち元勳名臣が災害に罹り、或は襲撃を受けたる人も數多いことである。或は其襲撃したる人の心情は憐むべく若くは賞讃すべきもので、唯判斷を誤つただけであるかも知れぬが、既に前の例が世人の賞讃を受くるのみならず、或る程度に於て國家も亦た公然之を賞讃するに於ては、後の例が續出するは當然の事である。故に斯の如き事件の生じたるときは、警察は其事柄が模倣中心

と爲らざる様に充分注意せねばならぬことと思ひます。若し其犯罪行爲が至誠の心情に出で、其手段の法禁に觸るゝものありたるときは、成るべく世人が其心情と其行爲とを混ぜぬ様に仕向け、其心情を愍れみ又は之を賞讃するは可なれども、其手段に對しては國家は已むを得ず飽く迄も嚴重に之を處分する方針を執らざれば、到底其模倣者を生ずるを防ぐことは出来ぬのであります。謂はゆる其罪を惡んで其人を惡まずとは此意味であると私は信ずるのであります。若し之に反し、國家が其心情と其行爲との區別を立てず、社會が公然其者に或る外形上の榮譽を附與するを許し、又は國家自ら其者に外形上の榮譽を與へて之を模倣中心とし、却て後に其模倣者を出すに及んで之を罰するは、國家矛盾の行爲であると云はねばなりません。

第六に、名義又は名稱の美なるものは比較的傳播力の強いものであります。——例へば、無頼の徒にても、立派なる名稱例へば壯士と云ふが如き、一寸男らしい立派なる名があると、其數を増し、其勢力も加はり、模倣の中心となる

ものであつて、若し壯士と云ふ代りに、何か他の名稱があつたならば、あれ程に勢力あるものには成らなかつたかも知れぬと思ひます。

以上述べたる所を一括して申しますれば、一般に畏敬賞讃又は羨望の目的たるものが模倣中心となりたるときは、其傳播力極めて強大にして、従つて豫防警察の必要は倍々多いのであります。

(二) 模倣の主體——真似をする方の人については、豫防警察は感受性に注意するを最も必要とします。此等に關しても、數個の原則を立てることが出来ると思ひます。今試に之を述べれば、

第一に、感受性の強弱は其主體と模倣中心の距離即ち其觸接の多少に比準する。

感受性とは傳染し易き性質を指すのであります。而して此感受性は其主體が模倣中心に近づくに従つて強くなるものであるから、警察は惡模倣の中心に觸接すること多き者に氣を附けなければならぬは勿論の事である。茲

に距離の遠近と云ふは、地理的距離を指すのではなく、心理的の遠近を指すのであります。假令地理的には遠隔の地でも、電信電話其他交通上の便利ある場所は、心理的には近いと云はねばならぬ。新聞紙を讀む者は之を讀まぬ者よりも相互の距離が近いと云はねばならぬ。故に若し茲に一の惡模倣中心ありて、警察が其模倣の防止を必要とするときは、先づ其近きものに注意せねばならぬは勿論のことであります。

第二に、感受性の區域は模倣中心と類を同するものに依りて定まる。

例へば茲に一の惡模倣中心ありとするも、或種類の者には感染し、他の種類の者には感染せぬものでありますから、感受性の區域を知るを最も必要とします。或種類の犯罪は或職業に従事し又は或位置に在る者の外に擴がらぬものである。故に模倣中心の種類に依りて、同職業、同宗旨、同身分、或は同組合、同區域、同一の利害關係を有する者、同一の主義を奉ずる者、同一の境遇に在る者等を知り、其感染區域を定めて豫防を爲す必要があると思ひます。

第三に、好奇心、功名心ある者は感受性に富む。

若し模倣中心が前に述べたる新奇なる種類に屬するときは、好奇心、功名心ある者が模倣の主體と爲り易いものである。故に之に注目することが必要であるが、之を豫知するは随分六ヶしいことである。

第四に、神経の健全ならざる者は感受性に富む。

例へば慷慨家又は憂世家と稱する者は、政治的犯罪又は社會的犯罪の感受性に富んで居るものである。又憂鬱症の人、厭世家(ベシミスト)等は或る方面には感受性を持つて居るものである。又樂天家(オプチミスト)も遊戯などについて感受性に富んで居るものであります。又青年等の如き經驗の少き者、及び意思の薄弱なる者等は、一般に模倣の主格として大變に感受性に富んで居るものである。

第五に、輕佻なる人民は一般に感受性に富む。

流行の中心は佛蘭西であるとか、或る犯罪は伊太利に流行するとか云ふや

うなことも、矢張國民が感受性に富んで居るからであります。一國內に於ても、地方に依りて感受性の程度に差があるのであります。

第六に、感受性の種類及び程度は職業に依りて定まる。

例へば屠殺業に従事して居る者は残酷なことに慣れ、馬丁、曲馬師の如き常に下等動物を相手にして居る者は、自ら一種の性癖あり、植木屋の如き庭園花卉を相手として居る者は又他の性質あり、消防夫の如き活潑なる職業に従事して居る者は兎角喧嘩をし易い。遊藝に従事して居る者は風俗上の犯罪には感受性に富んで居り、商業に従事する者は利慾に原因する非行の感受性が多い。斯の如く、感受性は其職業に依つて其種類又は程度の定まるものでありますから、模倣の主體の種類に注意せねばならぬは勿論のことである。

第七に、季節、氣候及び時節は感受性の存否及び程度を定む。

例へば或る季節には或る病が流行する如く、季節に依つて模倣が行はれる時と模倣が行はれぬ時とがあります。花見時分には或種類の犯罪が行はれ、

戦争の時には人氣が立つて居るから兎角喧嘩が出来易い様なものである。氣候の犯罪に大關係あることは、人の熟知する所であるが故に、茲には之を述べる必要がありません。

第八に、群集は感受性を鋭敏にする。

此現象は豫防警察上最も注意を要する點であると思ひます。多人數の寄り集まりたるときは、一種奇態なる現象を呈することは、夙に心理學者社會學者が注目し、之を「群集の奇象」と稱し種々研究して居る所でありますが、數人寄り集まりたるときの現象は、其集まりたる各個人の考の總和が群集の現象でありさうなものであるが、多人數が寄ると一種不思議な現象が生じ、些少の事柄より多人數の心が動き、互に名も顔も知らぬ數百人が一致協力して、或る事件を惹起することが屢々ある。小事件が導火線となり、大騒動を起すことがあります。芝居でも、演說會でも、一人が拍手すれば多數が拍手し、甲が罵れば、乙丙丁も罵り、沈着な人も群集中に入れば激し易く、個人としての善人も多數の

一員としては悪人と爲り、心の中では不同意なる議案も議會にては熱心に賛成を表すが如きことがあります。人は多數なる程動かし易し」と云ふ古代雄辯家の言は、眞に一理あることであります。諸君は警察の經驗上、必ず此多數の奇象あることを御認めになつて居るであらうと思ひます。同盟罷業、一揆、變亂、革命、其他の騷擾等之より起ることでありますから、其導火線たるべき模倣中心を生ぜざる様注意するは、最も肝要なることであります。

(三) 模倣の媒介物——媒介物とは模倣の主體と客體との間に立ちて模倣中心を客體に紹介するものを總稱する。書籍、新聞紙、演説、廣告、芝居、見せ物、講談、落語、碑、書信等の如き其最も普通なるものであります。模倣は風力、蒸汽、電氣に伴うて陸を走り海を渡るもので、假令外國にて生じましたる事柄にても、速に我國に傳播することがあるのであります。故に此媒介物に注意せざれば、惡模倣を防止することは出来ませぬ、今之に關する一二の原則を擧ぐれば、
第一に、傳播力の強弱は社會的賞讚、同情又は許容に比準する。——故に新

聞の記事等は模倣の方針を知るに最も必要なるものである。又或る場合には模倣の媒介となることもあります。例へば、地方の新聞に種々の廣告をして人民を欺く者があり、或は月經藥の廣告中特に此藥は懷胎中の者は服用す可らず、服すれば墮胎の虞ありと云うて居るが如き、其他風俗壞亂の廣告も隨分ある。斯の如き媒介物は、惡模倣に便宜を與ふるものである。又社會の同情ある事柄は有力なる媒介物と爲るものであります。亞米利加の西部諸州にては、從來「リンチ」と稱し、人民が私刑を行ふことが流行して居りました。是非道なる犯罪等に對し、人民の公憤が法律の刑罰に満足せずして、警察又は監獄の手から罪人を奪ひて、之を私刑に處するのであります。一千八百九十五年「ケンタッキー州」ジャクソンに於て、トマス、スミスなる者が他人の一家族を悉く虐殺したるに、新聞紙に其記事の載りしより人民の憤激甚だしく、竟に七月二十八日某所に於て此者を「リンチ」に處すべしと唱ふる者あり。新聞紙之を傳へ、鐵道會社は臨時汽車を發し、山中の僻村よりは馬に乗り或は歩行

にて、數千の人が「ジャクソン」に集まり、其前夜は宿屋もなく、「テント」を張りて野宿をした者も數知れぬ位であつた。當日竟に群衆は監獄に押し掛け、「トマス・スミス」を奪ひ出し、「ダッキング」として幾度も水中に沈めては引き上げた後、之を絞殺し、人民は之に對して拍手し、快哉を叫んだのであります。斯の如き事が強力なる模倣の媒介たるは申すまでもありません。又前に述べました世人が同情を寄せ又は賞讃する事柄等が模倣中心となりたるとき、媒介物に依りて其傳播力を増し、随つて模倣者を出すことが随分多くあるものであります。直訴事件有るや、直ちに某劇場で佐倉宗五郎の劇を演じ、東京市廳の刺撃事件あるや、某劇場にて「ブルータス」の劇を演ずるが如きは、劇場には限らず、觀せ物、繪草紙等に至るまで、其同情又は賞讃を増すべき媒介物の現はるゝことが多いものであります。是等は豫防警察上注意すべきものであると思ひます。

第二に、媒介物に關する傳播力の強弱は其公私に比準する。

公の媒介物は模倣の客體との觸接多く、私の媒介物は其觸接少きを以て、豫防警察は特に公の媒介物に注意せざるべからざるは論を俟たぬことであります。劇場の事は既に前に述べましたが、其他觀せ物等は、公衆の感受性に大なる影響を及ぼすものであると思ひます。私は英國に於て特に此點に付て感服したことがあります。例へば英國は帝國主義を國是とするが故に、博覽會を開くにも殖民地博覽會を開き、博物館にも殖民地博物館あり、「イムペリアル・インスティテュート」に於ては帝國の版圖に關する事柄の通俗講談會あり、遊覽場にも彼の有名なる「アールスコートの如き、之を「グレイター・ブリテン、エキジビション」即ち「大ブリテン展覽場」と稱し、種々の娛樂と共に帝國版圖内の人情、風俗、産物等を面白く子供にも分り易き様に觀せる所であり、其中の劇場にては、帝國主義に關することを演じて居ります。現に一昨年私の觀ました時には、阿弗利加より數百の黒人を雇ひ來り、英國が艱難辛苦して阿弗利加を征伏し、其版圖を擴めたる戰爭を演じて居りました。又當時物好きなる一

婦人があり、場内の黒人の住居「阿弗利加村」に至り、黒人と接吻せしとのこと新聞紙に出でたるとき、彼の自由を尊ぶ英國にても、此遊覧場を數日間閉場せしめました。私は英國にて、國是と教育、警察等の足竝の揃うて居るのには、美ましく感じたのであります。

斯の如く公衆の觸接する物は、善惡共に模倣の媒介と爲るものであります。が、我國にても、近頃は劇場、寄席、貸座敷の取締等の進歩は頗る觀るべきものあり、大に賀すべきことであります。尙ほ此模倣の媒介物については、望蜀すべきことが随分ないでもありませぬ。例へば、我國に於ては從來妓樓を最も公然たる遊戯場としましたから、古來の演劇にも女郎屋と切腹の無いのは極めて尠い位でありました。が、近頃繪草紙屋に魁妓の錦繪が殆んど無くなり、忠臣、孝子、節婦、勇士等の繪が多くなつたのは、大進歩の徴候であります。併し團子坂の菊人形の觀せ物の如き、幼稚園又は小學生徒位の最も感受性の多き子供の遊覧場たるべき所に於て、「ライラン道中」の人形であるとか、或は江戸時代湯

島に在りし某種の茶屋、又は兩國廣小路の某種の見せ物の模形がある等は、之を觀たる子供の思想に、其愧づべきと云ふ感覺を麻痺し、随つて惡模倣の感受性を強むるの傾あるものであります。是は唯其一例に過ぎぬのであつて、他にも此類は随分有ります。又劇場でも、極めて慘酷觀るに耐へざることを演ずることがあるが、大向ふの見物人は之を觀て歡呼喝采する。是等は人情を冷酷ならしめ、惡模倣の感受性を養成するものである。死刑の公行を禁ずると同一の理由に因り、公衆の娛樂場に慘酷觀るに耐へざる劇を演ずるは、風教を害し、惡模倣の媒介物たるものとして之を禁止する理由が有ると思ひます。其他自然物等にも模倣の媒介たるものがあります。例へば、「首縊りの松」とか、「身投の淵」とか、「人殺の原」とか云ふ如きものにて、一人が其松の枝にて首を縊ると、又他の者が同じ枝にて首を縊ると云ふが如きことがある。殆んど無意味の如く見ゆれども、矢張り模倣性に原因して、同一事件が同物について續發するのであります。斯の如き媒介物の除去又は之に對する注意も、亦た豫防

警察の作用に屬するものと思ひます。

以上述べたる所を概括すれば、豫防は事物の趨勢を知るを本とするものでありますから、豫防警察は社會的生活の保全に對する障害の傾向を知るを以て基礎とせねばならぬものであると考へます。方向を前知し得べからざる自然力及び純然たる新思想に基く事項は、概して豫防警察の範圍内に入る能はざるものであります。其概してと云ふ所以は、純然たる新事物にても、或は類推に依りて其傾向を知ることを得るものもあるからであります。例へば、新發明の「オートモビル」が輸入せらるれば、他の車類より推して其の危険を防止し、新爆裂薬が發明せらるれば、類似の薬劑より推して其濫用を防止するを得るが如きものであります。要するに、豫防警察は自然力の方向及び人類の模倣性の方向を察知し、模倣の主體客體及び媒介の性質を明かにし、惡模倣を未發に防止するを以て其本體とするのであると信じます。

〔明治三十六年七月、國家學會雜誌第十七卷第百九拾二號掲載〕

穂積陳重著述既刊書目

- | | |
|---|--------------------|
| 法典論 | 哲學書院發行 |
| Ancestor-Worship and Japanese Law. | 丸善株式會社發行(定價金貳圓) |
| 同上獨譯 | |
| Dr. Paul Brunn, Der Einfluss des Ahnenkultus auf das japanische Recht. | 有斐閣發行(定價金五拾錢) |
| 五人組制度 | |
| 佛蘭西民法の將來 | |
| The New Japanese Civil Code, as Material for the Study of Comparative Jurisprudence. | 丸善株式會社發行(定價金壹圓貳拾錢) |
| 同上伊譯 | |
| Maria Scialoja, Il Nuovo Codice Civile Giapponese, quale Materiale per lo Studio del Diritto Comparato. | 帝國學士院發行 |
| 由井正雪事件と徳川幕府の養子法 | 有斐閣發行(定價金八圓五拾錢) |
| 隱居論 | 有斐閣發行(定價金參圓五拾錢) |
| 法窓夜話 | |

祖先祭祀と日本法律
「ダブ」^一と法律
諱に關する疑
五人組制度論
五人組法規集
法律進論〔第一冊〕
法律進論〔第二冊〕
以上生前刊行

實名敬避俗研究
法律進論〔第三冊〕

神權説と民約説
祭祀及禮と法律
慣習と法律
穂積陳重進講録

有斐閣發行(定價金 參圓)
帝國學士院發行(賣價金貳圓五拾錢)
有斐閣發行(定價金 六圓)
有斐閣發行(定價金 六圓)
岩波書店發行(定價金參圓八拾錢)
岩波書店發行(定價金四圓五拾錢)

刀江書院發行(定價金貳圓參拾錢)
岩波書店發行(定價金四圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓)

復讐と法律
穂積陳重遺文集〔第一冊〕
穂積陳重遺文集〔第二冊〕

岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金 五圓)
岩波書店發行(定價金 五圓)

昭和七年十二月廿五日印刷
昭和七年十二月廿八日發行

穂積陳重遺文集第三冊與付
定價金 五圓

禁漢譯
著作
所
有

著者相續人 穂積重遠
印刷者 島連太郎
印刷所 三秀舍


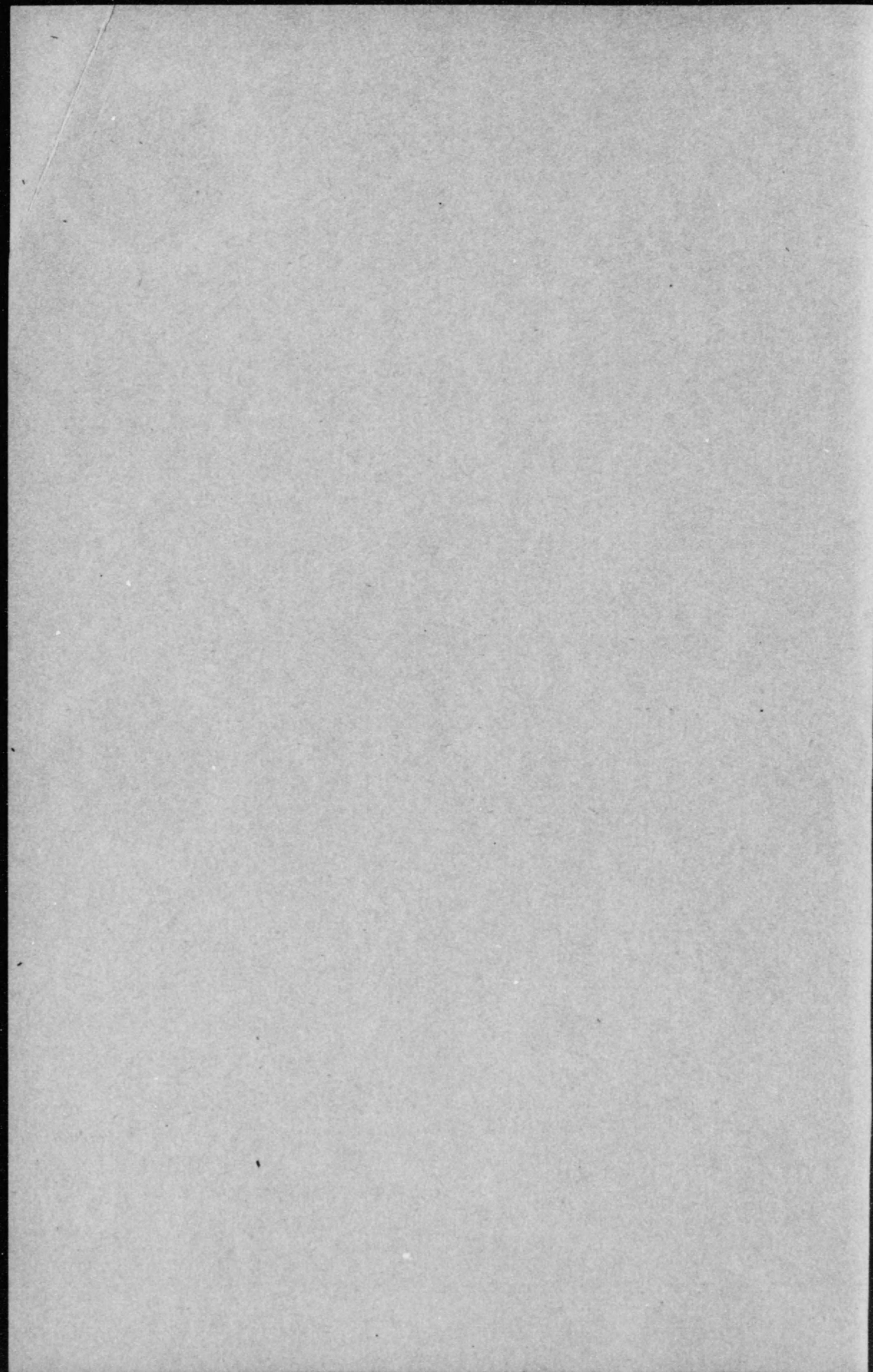
東京市牛込區拂方町九番地
東京市神田區美土代町
東京市神田區美土代町
東京市神田區美土代町

發行所

東京市神田區
一ツ橋通町三番地

岩波書店

電話九段(三三〇)一八七番
振替口座東京二六二四〇番



624

1

